

オンライン申請のご案内



令和6年度

足立区保育・入園課 入園第一係～第三係

目次

オンライン申請による入所（転所）申込・・・・・・・・・・ 3

書類の受付期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
オンライン申請対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
発達に遅れや心配・障がい等があるお子さんについて	6
0.アカウント登録する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1.オンライン申請の入力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8～17
2.書類の追加提出および希望保育施設変更の提出方法	18
3.申請取り下げの手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
4.入所（転所）申請に関するQ & A・・・・・・・・・・・・	19～20

オンライン申請による在園児手続き・・・・・・・・・・ 21

1.保育給付認定（保育の必要量）の変更・再発行申請	22
2.保育施設利用に関する変更届・・・・・・・・・・・・・・・・	23
3.保育料の減額申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
4.書類の提出フォーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
5.在籍証明書・保育料納付証明書・保育の実施状況照会申請	26



オンライン申請による 入所（転所）申込



《申込受付期間》

入所希望月	申込受付期間
令和6年5月	令和6年3月18日(月)～4月10日(水)
6月	4月11日(木)～5月10日(金)
7月	5月11日(土)～6月10日(月)
8月	6月11日(火)～7月10日(水)
9月	7月11日(木)～8月10日(土)★
10月	8月11日(日)～9月10日(火)
11月	9月11日(水)～10月10日(木)
12月	10月11日(金)～11月10日(日)★
令和7年1月	11月11日(月)～12月4日(水)
2月・3月	申し込みは受け付けていません

★窓口の場合、9月入所は8月9日(金)、12月入所は11月8日(金)が締め切りとなります。



《オンライン申請対象者》

- ✓ 申請する**お子さんの住民票が足立区にある方**（※1）、
または**住民登録地の区市町村保育施設入園担当部署から、
足立区に直接申込みをしても良いと確認済み**であるか**住民登録が国内になく海外に居住している方**（※2）

※1 締切日時点で他市区町村に住民票がある場合は、住民票がある自治体を通しての申し込みが必要です。住んでいる自治体の保育園入園窓口にお問い合わせください。

※2 世帯全員分の本人確認書類の添付が必要です。また、結果を文書で通知するため、国内にいる親族等の住所・連絡先が必要となります。

- ✓ **足立区内の認可保育所・認定こども園（長時間利用）
・小規模保育施設・家庭的保育（保育ママ）への入所を
希望する方**





発達に遅れや心配・障がい等があるお子さん、 または医療的ケアが必要なお子さんについて

発達に遅れや心配、障がい等があるお子さん、または保育にあたり医療的ケアを必要とするお子さんの申し込みは、その子の発育に合わせて保育上必要な配慮や支援のご相談を行うため、通常子ども施設入園課の窓口での申し込みをお勧めしています。

ただし、こども支援センターげんきで事前に入園前発達支援児保育利用面接を終えている方は、オンライン申請でも申し込みいただけます。



0. アカウント登録する

アカウント登録をすると申請後に申請内容を確認できたり、次回申請時に入力の手間が省けたりととても便利です！この機会にぜひご登録ください！



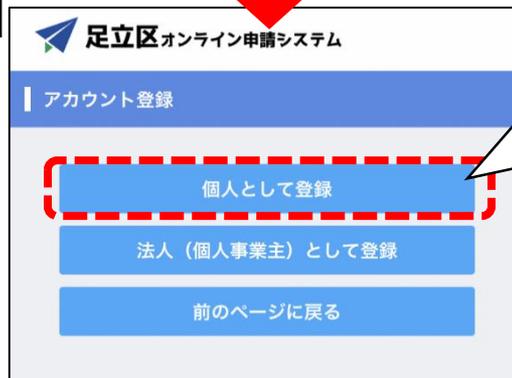
オンライン申請システムを開いて、右上の3本線をクリックします。



ログインを押します。



「アカウント登録する」を選択します。



「個人として登録」を選択するとメールアドレス入力に移ります。届いたパスワードを入力すると氏名・住所・生年月日等の入力画面に移ります。入力が終わると登録が完了します。



1. オンライン申請の入力

① 検索サイト等で「足立区公式ホームページ」へアクセス

<https://www.city.adachi.tokyo.jp>

② トップページより「オンライン申請システム」を選択

足立区 ADACHI CITY

検索トップ 防災・安全 アクセス メニュー

Google カスタム検索 検索

「各種手続き・届け出情報」や「区政情報」など、
各種ジャンルから検索したい方へ

お探しの情報をご案内します

お問い合わせコールあだち
03-3880-0039

よくある質問 Q&A

窓口混雑状況(戸籍住民課・千住区民事務所)

電子申請や郵送などでもできる手続き

オンライン申請システム

オンライン区民相談

【全国広報コンクール受賞】足立区広報番組2021…

Deaf
手話という言葉の葉

動画 de あだち
チャンネルを登録!

祝受賞

全国広報コンクール
【映像の部】
第2位

全国広報コンクール
【映像の部】
最優秀賞

東京都広報コンクール
【映像の部】
最優秀賞

動画 de あだち ▶ 足立区公式動画サイト

③ 「子どもを預ける」から保育所への入所・転所を選択



※画像はイメージです。実際の画面では、並び順が変わる場合があります。

※「保育所への入所」で検索も可能です。

④申請の対象者・ご案内・注意事項の確認

独立行政機関オンライン申請システム

【令和5年4月入所】保育給付認定・保育施設利用申込(保育所への入所・転所)

保育給付認定・保育施設利用申込(保育所への入所・転所申込み)

保育所への入所申込みをオンラインで行うことができます。
下記事項を確認の上、申請手続きへ進んでください。

オンライン申請による受付期間

【令和5年4月入所】令和4年11月18日(金) から 令和4年12月5日(月)

※すでに令和5年4月入所の申込みのみ、令和4年10月~11月入所の申込みで待機中の方、令和5年4月入所先行動調整で待機だった方は、上記期間中に書類の追加提出・希望保育施設変更を受け付けています(書類の追加提出・希望保育施設変更は、令和4年12月19日(月)まで受付)。
※受付最終日の申し込みについては、内容確認(不備等)の確認は出来かねますので、あらかじめご了承ください。

申請の対象者・ご案内・注意事項

以下の内容を正確に読み、ご確認いただける場合はチェックを入れて、「申請手続きに進む」を押してください。

以下のすべてに該当する方は、オンライン申請をご利用いただけます。
① 認定区内の認可保育所・認定こども園(長時間利用)・小規模保育・保育ママへの入所を希望している。(※1)
② 申込み・申込締切日時時点で、申込みをするお子さんの住民登録簿が認定区である。(※2)
または、保護者とお子さんの住民登録簿が区内になく、海外に居住している。(※3)
③ すでに出生しているお子さんの申込みである、または、出生予定日が令和5年2月24日(金)までのお子さんの申込みである。(※4)
④ 保護に遅れや心配、障がい等がない、または保育に当たり医療的ケアを必要としないお子さんの申込みである。ただし、こども支援センターへご入園相談支援課に保育利用相談を終えている方はオンラインで申込みいただけます。(※5)

① 東京都認定保育所、企業主導型保育施設に入所希望の方は、施設別に申請お問い合わせください。
② 住民登録簿が認定区以外の方は、申込締切日時時点で住民登録簿がある市区町村の保育施設入園相談部署にお問い合わせください。
③ 登壇委員の本人確認書類(パスポート等)の添付が必要です。また、入所審査の結果を文書で通知するために、園内にある職員等の住所・連絡先が必要となります。認定区に住民登録をされた後は、区内の居住地と保護者の電話番号を子ども施設入園簿にお知らせください。
④ 出生予定日が令和5年2月25日(土)以降のお子さんの申込みは、令和5年5月入所から受け付けます。
⑤ 保護に遅れや心配、障がいがある、または保育に当たり医療的ケアを必要とするお子さんの申込みは、その子の特性に合わせて保育上必要な配慮や支援のご相談を行うため、子ども施設入園簿の窓口で受け付けています。

② 申込みの前に、東京都公式ホームページに設置の「オンライン申請(保育施設利用申込)のご案内・注意事項」を必ずご一読ください。
『オンライン申請について(入所申込・自費児の各種申請)』(東京都公式ホームページに接続します)。

③ 申込みの前に、「保育施設利用申込案内(令和5年度版)」を必ずご確認ください。
HPのページ名とURLを参照してください。

④ 申込み締切日時時点で経費が滞りしている方は、入所日に同条件の経費を滞りしている必要があります。
また、申込締切日時時点で産前・産後休業または育児休業を取得されている方は、入所月の翌月1日までに届出を提出していただく必要があります。

⑤ 転所申請をされた後、転所が内定した後は、入所月の前月末日まで滞りしていた保育施設から退所となります。
内定を辞退しても転園先の保育施設に戻ることはできません。
なお、4月転所の申込み受付期間は令和5年1月13日(金)です。

⑥ 下記内容を確認したうえで、申し込みます。

- ・ 申請内容に関して、不備等ございましたら個別に保護者様にご連絡いたします。不備がない場合はご連絡を特になしませんでご注意ください。
- ・ マイページから申請状況の確認ができます。ただし、申請後、申し込み受付期間中は「申請中の手続きを確認する」からご確認ください。なお、自動的に受付期間終了後「完了した手続きを確認する」に移ります。
- ・ 申込受付期間中にオンライン申請で入力された内容および添付書類をもとに保育給付認定や入所審査を行います。(入力内容に不備がないか必ずご確認のうえで申し込みください。)
- ・ 申込内容が事実と異なる場合は、保育給付認定・保育施設利用決定を取り消す場合があります。また、入所後に保育施設を利用できる意思がなくなった場合には退所となる場合があります。
- ・ 保育給付認定・保育施設の利用開始、保育料の決定にあたって、経費状況・生活保護受給状況・マイナンバーの確定・確認・限定をすること、及び利用の滞りがあったら返付する個人情報を保育費事務から保育施設に通知することがあります。
- ・ 子ども・子育て支援法では、保育給付認定書の交付については申請後30日以内に行うこととされていますが、申請が集中するなど、保育給付認定の審査に時間を要した場合、保育給付認定書の交付まで30日以上を要することがあります。
- ・ 連携型幼托等の保育給付認定に際して、教育委員会が利用料の認定に必要な申請者及び同担する親族全員の経費内訳を税務関係機関に照会を要することがあります(子ども・子育て支援法第16条による)。

上記内容をすべて読み、同意しました

必ずすべての内容をご確認ください。
ご確認のうえご承諾いただける場合は
チェックをいれて「申請手続きに
進む」を押してください。



⑤オンライン申請システムにログインする

「申請手続きに進む」を押すとログイン画面が開きます。
アカウント登録については手順書P7を参照ください。

アカウントIDとパスワードを入力し、ログインを押すと申請画面に切り替わります。

アカウント登録をしないで申請する場合はこちらからです。メールアドレスを入力し届いたワンタイムパスワードを入力すると申請画面に移ります。



オンライン申請システムのトップページで最初にログインすることも可能です。最初にログインしている場合はこのタイミングでのログイン画面は表示されません。



⑥申請内容の入力（申請情報の入力）

【令和5年4月入所】保育給付認定・保育施設利用申込(保育所への入所・転所)【11/18より受付開始】

STEP1 2 3 4 5

STEP1 申込児童の情報

保育施設への入所申込みをするお子さんは何人いますか **必須**

1人 ▾

申込児童1人目

これから生まれるお子さんの入所申込みですか **必須**

はい

いいえ

申込みをするお子さんの氏名をお答えください **必須**

【注意】これから生まれるお子さんの入所申込みの場合は、保護者(申請者)の名字と「未出生」と入力してください

入力項目は全部で 7 ステップです

STEP	入力項目	内容
	注意事項の同意	オンライン申請の際の注意点確認
STEP 1 申込児童の 情報の入力	申請児童の基本情報	氏名・生年月日・クラス年齢・希望保育機関・申請児童数・申請種別（新規・転園）の選択など
	申請児童の保育状況・健康状態	健診・既往症・アレルギー・発達・言葉などに関する質問
STEP2 希望施設の入力	希望保育施設	きょうだいで同時に申請する場合の意向・第1～第5希望の保育施設名
STEP3 代表保護者の 情報入力	代表保護者情報	氏名・生年月日・申請児童との続柄・保育必要事由（就労・就学・出産・介護・求職等）・育休延長希望の有無・令和4年1月1日の住所等
STEP4 保護者情報の 入力	保護者情報	氏名・生年月日・申請児童との続柄・保育必要事由（就労・就学・出産・介護・求職等）・育休延長希望の有無・令和4年1月1日の住所等
STEP5 家族情報の入力	その他家族情報	申請児童や保護者以外の生計を同一にしている世帯員の氏名・続柄・世帯の状況に関すること等
STEP6 書類の アップロード	添付書類	就労証明書やひとり親照明（必ず令和5年度版保育施設申込案内のP11～P13をお読みください。）など
STEP7 ご案内	入所選考に関する案内	申込後のご案内が表示されます。

⚠ エラーの修正について

必須項目が未入力の場合などは、「次のページに進む」ボタンを選択した後にエラーメッセージが表示されます。表示されたエラー項目を修正してください。**全てのエラーを修正しないと次のページに進めませんので、ご注意ください。**

⑦申請内容の入力（書類の添付）

「**保育を必要とする事由の証明書類**」は、画像データを添付してください。
※ 保育施設利用申し込み案内11～13ページをご確認の上、該当するものを添付してください。
※ 証明書の修正をご依頼する場合がありますので、原本は保管しておいてください。

保育が必要な理由が就労の代表保護者

書類を2枚（ページ）以上アップロードするために、アップロードボタンが複数表示される場合があります。

就労証明書 任意

就労証明書は足立区教育委員会 子ども施設入園課宛の書式で提出してください。
表面と裏面の両方を添付（アップロード）してください。
ファイルを選択してください

就労証明書 任意

就労証明書は足立区教育委員会 子ども施設入園課宛の書式で提出してください。
表面と裏面の両方を添付（アップロード）してください。
ファイルを選択してください

代表保護者の「就労要件」を証明する書類(就労証明書や確定申告書の控え等)を添付しましたか 必須

【注意】 就労形態により必要書類は異なりますので、保育施設利用申込案内などでご自身に必要な書類を必ず確認してください。

必要書類をすべて添付した

一部、または全ての書類を添付していないが、後日提出する予定

一部、または全ての書類を添付しておらず、今後も提出する予定はない

STEP 5 までで入力した内容に沿って提出書類の添付画面がでます。

 **1ファイルにつき8MB**
ZIP,LHA等圧縮したファイルやパスワードを設定したファイルは受け付けることができません。

書類は足立区公式ホームページで、足立区書式の書類を公開しています。また、マイナポータルの「就労証明書作成コーナー」（ぴったりサービス）で、就労証明書を作成し、PDFファイルまたはExcelファイルでダウンロードできますので、オンライン申請の書類添付にご活用ください。
※会社が就労証明書を作成するためのサービスです。



どうしても添付ができない場合は…

画像データを添付せずに、申込を完了させてください。
その場合、申込期間内に「保育を必要とする事由の証明書類」を子ども施設入園課にご提出ください。
※裏面にも記載がある場合は添付が必要な可能性があるため、ご注意ください。

⑧入力後のご案内

【ご案内】書類の追加提出・希望保育施設の変更について

- (1) 後日に提出する書類がある場合は「【令和5年4月入所】保育施設利用申込の書類追加提出フォーム」(下記URLを参照)にてご提出ください。
URL: <https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/583>
※ 令和4年12月19日(月) 23時59分までに提出された書類を、4月入所の審査に反映します。
- (2) 希望する保育施設を変更する場合は「【令和5年4月入所】希望保育施設の変更申請」(下記URLを参照)にてご申請ください。
URL: <https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/584>
※ 令和4年12月19日(月) 23時59分までに提出された書類を、4月入所の審査に反映します。

【ご案内】書類の追加提出・希望保育施設の変更について

【ご案内】結果について

- 令和5年2月10日(金)頃に文書にて内定または保留の通知をいたします。
- 1. 内定された方
 - (1) 保育施設から面接及び健康診断の連絡がありますので入所までに受けてください。
※ 日程等は内定した保育施設から連絡します。なお、面接及び健康診断の実施時期は2月中旬から下旬頃ですが、保育施設ごと異なります。
 - (2) 面接・健康診断を受けた方から順次、利用決定通知を文書にて通知します。
※ 小規模保育、家庭的保育(保育ママ)、私立認定こども園(併用型利用)に入所される場合、区から利用決定通知の送付はありません。
 - (3) 保育の利用決定通知は3月上旬頃に、保育料の決定通知は4月中旬頃に文書にて通知します。

【ご案内】結果について

- 2. 待機となった方
- (1) 保留結果は、初回の審査月のみ発送いたします。翌月以降の審査で保留が継続しても保留の通知は発送しておりません。
※ 翌月以降の審査で保留になったことを証明する書類をご希望の方は、オンライン等で「保育の実施状況照会」を申請してください。
- (2) 待機の間は、申込有効期間(令和5年9月入所の審査)まで、自動で翌月の審査にかけさせていただきます。
- (3) 当該から申込有効期間の終了に関する連絡は行っておりません。申込有効期間を過ぎた場合は、必要に応じて新たに申請してください(必要書類の有効期限にご注意ください)。
- (4) 令和5年5月入所以降において、希望保育施設を変更される方や追加書類を提出される方、世帯の状況が変わった方は、各入所月の受付期間に必要な書類(令和5年度の様式)を令和5年度5~1月入所の専用フォーム(令和5年3月22日頃から公開予定)にて提出してください。
※ 詳しくは令和5年度版 保育施設利用申込案内を参照してください。

【ご案内】育児休業を取得中の方



申請後の案内が大きく分けて**3つ**表示されます。すべてお読みいただき必ずご確認ください。

【ご案内】育児休業を取得中の方

下のお子様の育児休業取得中に上のお子様の入転所申請をして入転所された場合、下のお子様の保育施設入所有無にかかわらず入所翌月1日までに復職が必要です。

育児休業の対象となるお子様が保育施設に入所した場合は、翌月1日までの復職が必要です。

入所月の翌月1日までに復職しない場合は退園となる場合があります。



⑨入力完了 → 申し込み

STEP 7 まで進み「内容を確認する」を押すと、入力した内容を確認することができます。内容に誤りがないか確認したうえで「申請完了」を押すと申請が完了します。

【ご案内】育児休業を取得中の方

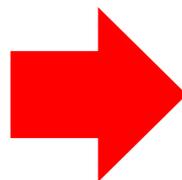
下のお子様の育児休業取得中に上のお子様の入転所申請をして入転所された場合、下のお子様の保育施設入所無にかかわらず入所翌月1日までに復職が必要です。

育児休業の対象となるお子様が保育施設に入所した場合は、翌月1日までの復職が必要です。

入所月の翌月1日までに復職しない場合は退園となる場合があります。

前のページに戻る

申請完了



足立区オンライン申請システム

【令和4年11月入所】保育給付認定・保育施設利用申込（保育所への入所・転所申込み）



【令和4年11月入所】保育給付認定・保育施設利用申込（保育所への入所・転所申込み）

の申請が完了しました。

申請番号：2022_75_0115-00042

⑩申込完了メールの受信



申し込みが完了すると「【足立区オンライン申請システム】【令和5年〇月入所】保育給付認定・保育施設利用申込（保育所への入所・転所申込み）受付完了のご案内」が届きます。

申請番号・申込種類・受付日時が記載されていますので、受信メールは必ず保存しておいてください。

⑪申請完了後に内容を確認する方法



マイページにログインする。
(詳細はP11を参照)

「申請中の手続きを確認する」または「完了した手続きを確認する」を選択すると、申請内容の確認ができます。

⑫申込内容を修正する場合



申込完了後に申請内容に誤りがあった場合、申請内容の修正はできません

申請内容に変更があった場合は、下記の方法で書類を提出してください。

- 1 オンライン申請追加書類の提出フォームから、変更した書類を添付する。
- 2 オンライン申請希望保育施設変更フォームから、変更後の情報を入力する。
- 3 子ども施設入園課に直接申請取下げの旨を連絡し、再度申請を行う。
- 4 変更届フォームに、変更後の氏名や住所を入力する。

⑬一時保存（下書き中にする）する方法

クラス年齢（生年月日から自動計算されます）
2022年4月1日時点の年齢でクラス分けをします。年度末まで同じクラスです。
クラス年齢がマイナスで表示された場合は、「0歳クラス」に読み替えてください。

歳児クラス

保存して後で申請する 次のページに進む

入力内容を一時保存しました。

「保存してあとで申請する」をクリックすると申請画面上部に「入力内容を一時保存しました。」が表示されます。

⑭一時保存を再開する方法

足立区 オンライン申請システム

はじめにご利用の方へ よくある質問 お問い合わせ 利用規約

トップ / マイページトップ

マイページトップ

申請履歴

アカウント情報の確認

パスワードの変更

アカウント情報の削除

下書きを確認する 該当 1 件

🕒 保存日時：2022/04/19 17:08 **下書き**

【令和4年6月入所】保育給付認定・保育施設利用申込（保育所への入所・転所申込み） **削除**

📄 申請中の手続きを確認する 該当 0 件

☑️ 完了した手続きを確認する 該当 0 件

マイページにログイン後、「**下書きを確認する**」より申請を選択すると再開します。

 「**削除**」をクリックすると下書きが削除されるのでご注意ください。

2. 書類の追加提出および希望保育施設変更の提出方法

書類の追加提出・希望保育施設の変更



下記URLまたはQRコードから申請する
<https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/1633>



受付期間内に申請があったもののみ審査に反映されます。

※窓口や郵送でご提出された方も書類の追加提出・希望保育施設の変更はオンラインから申請可能です。ログイン・アカウント登録方法は手順書P7.11を参照下さい。

3. 申請取下げの手続き

オンライン申請システム上で、申請取下げの手続きは出来ません。申請を取下げたい場合は足立区にまでご連絡ください。TEL：03-3880-5263（保育・入園課入園第一係～第三係）

4. 入所(転所)申請に関するQ&A

Q 1 足立区内の保育園と他自治体の保育園を併願する場合は、オンライン申請を利用できますか？

A 1 足立区内の認可保育所、認定こども園、小規模保育、保育ママの利用を希望する方が対象のため**オンライン申請を利用できません。**

Q 2 代表保護者と保護者2の違いについて教えてください。

A 2 **代表保護者**は「保育給付認定および保育施設利用申込」の申請者で、**保護者2**は申請者以外の保護者という意味です。
なお、審査結果の通知等、足立区からの郵送物のあて名は代表保護者になります。

4. 入所(転所)申請に関するQ&A

Q 3 現在、東京都認証保育所等の認可外保育施設に入所している子が認可保育施設への入所を希望する場合の申込区分は新規入所か転園どちらになりますか

A 3 申込区分は「**新規入所**」を選択してください。

Q 4 オンライン申請で書類の不備・不足があった場合はどうなりますか？

A 4 子ども施設入園課にて申請内容を確認後、不備・不足があった場合は、**お電話にてご連絡します**。申請後確認までお時間がかかる場合がありますが、提出期限は変わりませんので、期日に余裕をもって申請ください。なお、不備がない旨のご案内はしておりませんのでご注意ください。

Q 5 オンライン申請が無事できているか不安です。確認する方法はありますか？

A 4 申請が完了すると、登録しているメールアドレスに**申請完了メール**をお送りしています。そちらのメールが届いていれば申請は完了していますのでご安心ください。しばらく経ってもメールが届かない場合は子ども施設入園課までご連絡ください。

オンライン申請による 在園児手続き



※申請の流れは基本的に①保護者情報の入力②児童情報の入力からになります

1. 保育給付認定(保育の必要量)の変更・再発行申請

こんな時に便利

育児休業を取得したので短時間に変更するとき
就労開始(状況が変更)したので標準時間に変更したいとき

個人
申請

【保育所在園児手続き専用】保育給付認定(保育の必要量)の変更・再発行



申請内容 **+**
標準時間の基本時間は7:30~18:30(最長11時間)、短時間の基本時間は9:30~16:30(最長6時間)です。
※短時間認定の児童が、基本時間を超えて保育施設を利用した場合には、一時延長保育料が発生します。
※小規模保育の一部施設は短時間認定の基本時間が上記と異なる場合があります。
※私立認定こども園(長時間利用)は施設毎に標準時間・短時間認定の基本時間が上記と異なる場合があります。
 「保育の必要量」を標準時間に変更
 「保育の必要量」を短時間に変更
 保育給付認定通知書兼認定証の再発行

保育の必要量を、翌月以降に変更しますが **+**
【注意】入所申し込み時は「標準時間認定」にしたが、入所した最初の月は「短時間認定」にして、その翌月からは再び「標準時間認定」にする場合などは「はい」を選択してください。
 はい
 いいえ

書類の添付(アップロード)

- ・ご自身に必要な提出書類をアップロードしてください。なお、1ファイルのサイズは8MBが上限です。
- ・ご利用の状況・環境によりアップロードできるまでに時間がかかる場合があります。
- ・提出する書類が複数枚(ページ)ある場合や、表示された提出書類以外に提出したい書類がある場合は、この画面の最後にある「書類の追加アップロードボタン」をご利用ください。
- ・書類を後日提出する場合は、「【保育所在園児手続き専用】書類の提出フォーム」をご利用ください。

提出書類について **+**

- 本申請と同時に提出する
- すでに提出済みのため、添付を省略する
- 後日提出する

書類の追加アップロードボタン

アップロードボタンが不足している場合等は、こちらのアップロードボタンをご利用ください。

ファイル1 **+**

アップロード

ファイルを選択してください

削除

保護者情報・児童情報の入力後、
・申請内容の選択
・添付書類のアップロード
の入力を行い、内容を確認の上申請を完了して下さい。

※添付書類を後日提出する場合は、
P26 4.書類の提出フォームを参照の
うえご提出ください。



申請した月の翌月から適用となりますのでご注意ください。

2. 保育施設利用に関する変更届

こんな時に便利 住所が変更になったとき
世帯状況に変更（出生等）があったとき



申請内容について

申請内容(複数選択可) 📄

【注意】
希望保育施設の変更、保育給付認定の変更はこの申請で受け付けることができません。
それぞれのオンライン申請フォームをご利用ください。

- 氏名の変更
- 住所の変更
- 電話番号の変更
- 世帯状況（婚姻・離婚・出生等）の変更
- 代表保護者の変更
- 保育料引落とし口座に関する変更

書類の添付（アップロード）

変更の届出に関して、区に提出する書類がある場合は、「アップロード」ボタンから書類を添付（アップロード）してください。

一回の申請につき、10ファイル(1ファイルのサイズは8MBが上限)まで添付が可能です。それ以上提出する場合は、複数回に分けて申請をしてください。

ご利用の状況・環境により添付（アップロード）できるまでに時間がかかる場合があります。

ファイル1 📄

ファイルを選択してください

ファイル2 📄

ファイルを選択してください

保護者情報・児童情報を入力後、申請内容を選択すると、選択した内容によって入力画面が展開します。画面に沿って入力すると申請完了です。

《申請内容》

- ①氏名の変更
- ②住所の変更
- ③電話番号（連絡先）の変更
- ④世帯状況（婚姻・離婚・出生等）の変更
- ⑤代表保護者の変更
- ⑥保育料引落とし口座の変更（別途、口座振替依頼書の提出が必要）

3. 保育料の減額申請

こんな時に便利

保育料減額申請をしたいとき



【保育所在園児手続き専用】保育料の減額申請



減額申請の内容

減額適用の開始希望月をお答えください 必須

申請した月の翌月分の保育料から減額が適用されます。
なお、新規入所者に限り、入所月中に申請をした場合は当月から適用できます。

月

減額申請の理由をお答えください 必須

- ・ひとり親世帯で、保育料が04階層以下または05階層で区民税所得割額 77,101円未満の場合は、別制度で保育料を減額していますが、下申請理由のうち、7番と8番以外の申請理由にも該当する場合は、保育料減額の申請をすることができます。
- ・申請理由の8番を除き、申請理由が2つ以上該当する場合は、減額後の保育料が最も低額となる減額理由が適用されます。
- ・令和元年10月1日以降に保育施設へ入所した方、または申請理由8番の発生が令和元年10月1日以降の方は、申請理由8番の対象外です。

- 1. 生活保護法による保護を受けた
- 2. 稼働能力のない世帯員が増加した(出生により扶養家族が増えた場合など)
- 3. 前年度又は今年度の特別区民税の徴収を猶予された、または納期を延期された
- 4. 主たる稼働者(保育料算定の基となる年の最多税額者)が失業した
- 5. 世帯の直近3か月の平均収入が保育料算定の基となる年の平均収入月額よりも1割以上低額である
- 6. 保育施設入所児童と同一世帯の児童を、認証保育所またはそれに準じる施設に月極め・有償で預けている
- 7. 同一世帯内に身体障害者手帳(1、2級)や手帳(1～3級)精神障害者手帳(1、2級)の方がいる
- 8. 保育施設入所児童と同一世帯に属する年長の児童(就学前)が、幼稚園等に通所している
- 9. その他(現年中に高額な医療費がかかった、災害・盗難にあったなど)

保護者情報・児童情報の入力後、減額申請の内容入力に移ります。
減額申請の理由を選択すると、選択した内容に沿って【提出書類】と【適用期間】の案内が表示されます。必ずお読みいただき、入力・書類添付を行ってください。
※提出書類が揃わない場合保育料減額申請が却下となる場合がありますのでご注意ください。



- ・申請した月の翌月分保育料から適用となります。
- ・申請内容に基づき計算した結果減額却下となる場合もあり必ずしも保育料が減額されるとは限りません。

4. 書類の提出フォーム

こんな時に便利

復職したので就労証明書を提出したいとき
減額申請等で不足していた書類を提出するとき

個人

【保育所在園児手続き専用】書類の提出フォーム



申請理由について

書類を提出する目的(複数選択可)

- 育児休業からの復職を証明するため
- 育児休業を取得したことを証明するため
- 保育料減額申請に関する必要書類を提出するため
- 就労先が変わった(転職した)ため
- 求職中だったが、就労を開始したため
- 今後、出産予定があるため
- その他

書類の添付

添付(アップロード)前に必ずお読みください

- ・両面印刷されている書類は、必ず表面・裏面ともに添付してください。特に裏面の添付漏れが多くなっております。
- ・一回の申請につき、最大20ファイル(1ファイルのサイズは8MBが上限)の添付が可能です。それ以上添付する場合は、複数の申請に分けて提出してください。
- ・圧縮したファイル(ZIP、LHA等)やパスワードを設定したファイルは受け付けることができませんのでご注意ください。
- ・事前に必要な提出する書類を撮影して、画像ファイルを用意するか、スキャナー等を使用してPDFファイルを用意してください。下記の「アップロードボタン」を押すと、書類を添付(アップロード)できます。

今回提出する書類を以下から選択してください(複数選択可)

- 就労証明書(自営や会社役員等の証明を含む)
- 在学証明書
- 家庭状況申告書
- 母子手帳
- 身体障害者手帳
- 愛の手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 保育料減額申請に必要な各種書類
- 保育料軽減措置依頼書
- その他

ファイル1

アップロード

ファイルを選択してください

削除

- ・書類を提出する目的を選択します。
 - ・提出する書類を選択し、アップロードします。
- (例：就労証明書、自営の証明等)

5. 在籍証明書・保育料納付証明書・保育の実施状況照会申請

こんな時に便利

各種証明が必要なとき
保育施設に入所できていない旨の証明が必要なとき

個人 保育施設在籍証明書交付申請



個人 保育の実施状況照会申請



個人 保育料納付証明書交付申請



それぞれ必要な申請フォームを選択し、画面の案内に沿って保護者情報・児童情報・証明希望内容を入力してください。
※証明書は申請いただいてから約1週間ほどで送付いたします。



2・3月については、入所できていない旨の証明の発行はできません。また「2月・3月の入所受付を行っていない旨の証明」については、ハローワーク足立への提出は不要です（ハローワーク足立の了承済み）。

現時点でオンライン申請からできる保育施設在園児の申請手続きは以上となりますが、今後もオンライン申請からできる申請内容を随時検討中です！
新たにオンライン申請から手続きできるようになりましたらお知らせしますのでお待ちください！